川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改 正する条例を次のとおり制定する。

## 令和2年 2 月17日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部 を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例(昭和62年川崎市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「第13条」を「第14条」に改める。

別表第2の33登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表登戸駅前地区 C-2の区域の項の次に次のように加える。

	登戸駅	建築物の用途の 制限	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するものは、建築してはなら ない。
	•		
	向		
	ケ		
	丘		
	遊		
	遠		
	駅		
	連		
	携		
	地		
I			

区Aの区域		
登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区Bの区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (3) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区Cの区域	建築物の用途の制限	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものは、建築してはならない。

別表第2の33登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区の区域の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

## 制定要旨

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画の区域内における建築物に係る制限等に関し必要な事項を定め、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正に伴い所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。